

随意契約理由

令和8年(2026年)4月30日

| | |
|--------------------|--|
| 契約担当課名 | デジタル戦略課 |
| 発注担当課名 | デジタル戦略課 |
| 契約名称 | 発電装置使用契約 |
| 契約内容 | 発電装置使用契約 |
| 契約締結日 及び契約期間 | 令和8年3月19日 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 大阪市北区堂島三丁目1番21号 株式会社NTTデータ関西 |
| 契約金額 | 5,148,000円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>当発電装置は、同社と賃貸借契約を締結している「西日本電信電話株式会社 豊中ビル」に設置された、停電時等の非常時に電気の供給を受けるための設備です。</p> <p>したがって、同社以外に本契約をおこなうことのできる業者がないため、同社と随意契約をおこなうものであります。</p> |